

国際海事機関（IMO）第10回温室効果ガス作業部会（10/18-22） 開催結果概要

1. 短期対策 CG（通信部会）からの中間報告

- MEPC76 で設置された EEXI 及び CII の実施に関する各種ガイドラインを整備するための通信部会（CG）の中間報告について審議された。概要以下の通り。
 - ・ トライアル CII の計算に係るデータは強制的な CII と同様に認証されるべきとされた。
 - ・ 複数の満載喫水線証書を保有している場合などの取り扱いについては、アップデートされる「認証ガイドライン」（2017 Guidelines for administration verification of ship fuel oil consumption data）に盛り込まれるべきとされた。
 - ・ CII に関するデータ（補正係数を含む）の取扱いは、アップデートされる「データベースガイドライン」（2017 Guidelines for the development and management of the IMO Ship Fuel Oil Consumption Database）に盛り込まれるべきとされた。
 - ・ CII の補正に関するガイドライン（G5）の検討において、既に MEPC76 で合意された CII の基準ガイドライン（G2）及び格付けガイドライン（G4）に関する内容についても、CG で議論を行うこととされた。
 - ・ CII の補正は、CII の計算上で適用されるべきであり、基準値には適用されるべきではないとされた。

2. 義務的な炭素強度コード（Carbon Intensity Code）

- EEXI や CII 等に関する各種非強制ガイドラインの強制化（炭素強度コード（Carbon Intensity Code）の策定）に関して、タイムライン等を示した米国提案について審議された。
- 炭素強度コードの策定自体については支持する一方で、すぐに当該コードの作成に取り掛かるのは時期尚早との意見が多く、事務局にてタイムラインの選択肢等を整理したうえで、具体的な作業時期については引き続き検討することとなった。

3. 短期対策（EEXI・CII）のインパクト評価に関する検証作業（Lessons Learned Exercise）

- 短期対策（EEXI・CII）のインパクト評価に関する検証作業を行うための

専門家によるワークショップを開催することを主張するデンマーク等の提案と、インパクト評価に関する理念・考え方等をまとめたアルゼンチン等の提案の2つについて審議された。

- 専門家によるワークショップを来年2月（予定）に開催するとともに、本議題については、次回会合（ISWG-GHG11）でも引き続き検討することとなった。

4. GHG 削減のための中期対策

- 今次会合では、主なものとして以下の3つの提案が提出されていた。
 - (1) 燃料油価金制度（ICS 提案）
 - ◇ 燃料使用量に対して一定額（※具体的な金額は提案されていない）を課金し、集めた財源を代替燃料の普及促進や途上国支援等の目的に使用するもの。
 - (2) GHG 強度規制（EU 提案）
 - ◇ 燃料の使用により排出される GHG 排出量を単位エネルギーあたりの基準値で規制するもの。（GHG 排出量は燃料の製造等を含むライフサイクル全体で評価される。）
 - (3) 排出量取引制度（ノルウェー提案）
 - ◇ キャップ&トレード方式の排出量取引制度を船舶に適用するもの。有償割り当てによる収益は途上国支援に活用。なお、ノルウェーは、(2) のような規制制度との併用が望ましいと主張。
- MEPC76 に提出されていたものも含め、各提案について、今次会合で取捨選択を議論することは意図されず、参加者からの自由なコメントが求められた。
- 総論的な内容（2050年目標を達成するために必要な対策の全体像を描くことが重要。インパクト評価が重要など。）や、各提案の長所・短所等を指摘する様々なコメントが出され、今回の議論も踏まえ、引き続き検討を重ねていくこととなった。（来春の ISWG-GHG12 で議論される予定。なお、MEPC76 で合意されたワークプランでは、MEPC78 までに各国が中期対策の提案を行うこととなっている）